

大分県介護事業者経営改善支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、介護事業者等が介護人材の確保を含む多くの経営課題を有する中でも、経営の安定化を図り、地域における必要な介護サービス提供体制を確保すべく経営基盤の強化や経営状況の改善に向けた取組を支援するため、予算の定めるところにより大分県介護事業者経営改善支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、「令和8年度（令和7年度からの繰越分）協働化・大規模化等による職場環境改善事業、経営改善支援事業実施要綱」（令和8年4月7日付老発0407第3号、厚生労働省老健局長通知別紙3。以下、「実施要綱」という。）及び「大分県補助金等交付規則」（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この要綱において補助を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものであること。

(1) 以下の法人及び介護事業所等のいずれかに該当すること（以下「介護事業者等」という。）。

(ア) 介護事業所等を運営する法人（社会福祉法人、医療法人、株式会社等）

(イ) 介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所（訪問介護事業所・居宅介護支援事業所を含む。）

(ウ) 老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

(2) 「令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援関係業務支援事業実施要綱」に基づき実施する「都道府県の伴走支援強化にかかる体制整備支援（経営改善支援モデル事業）」により大分県介護DXサポートセンターが配置する経営改善（協働化等）コーディネータによる支援を受けること。

(補助対象経費)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとし、経営基盤の強化や経営状況の改善に資する経費とする。

(1) 独立行政法人福祉医療機構が提供する経営診断、経営分析プログラム（※）を実施するための経費
（※）経営分析プログラムは厚生労働省が認める場合のみ実施可能とする。

(2) 知事が介護事業者等の経営改善に資する支援が可能であると判断する機関（※）（社会保険労務士会、税理士会、中小企業診断士協会、税理士法人、社会保険労務士法人、社会福祉法人経営者協議会、社会福祉協議会、金融機関、商工会議所等）が実施する、管内事業所の経営基盤の強化及び経営状況の改善等を目的とした支援を実施するための経費

（※）中小企業庁が認定する「経営革新等支援機関一覧」

(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kan.html>)等を参考にすること。

(※) 民間のコンサルティング会社は除く。

(補助額、補助率及び基準額等)

第4条 補助対象経費の実支出額に5分の4を乗じた額（千円未満切捨て）と35万円（基準額）とを比較して、いずれか少ない方の額を補助額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 誓約書（別紙）
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類の省略することのできるものは、同条第1項第4号、第2項第1号、第2号、第4号、第5号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、補助を受ける介護事業者等について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 他の補助金等によって助成されているものについては、本補助金の補助対象外とする。
- (2) 補助を受けた介護事業者等は、厚生労働省等が実施する調査研究事業等に協力すること（厚生労働省等から介護事業者等に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。）。
- (3) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。知事は、変更申請があった場合において、その内容を精査し、適当と認めたときは、速やかにその承認を行い、補助事業変更承認通知書（第5号様式）により通知する。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。知事は、中止（廃止）申請があった場合において、その内容を精査し、適当と認めたときは、速やかにその承認を行い、事業中止（廃止）承認通知書（第7号様式）

により通知する。

- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (6) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (7) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (8) 第5条第3項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (9) 第5条第3項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第13条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第8号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (10) その他、実施要綱、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（事業量の20パーセント以内の減少等）
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

ただし、補助金の減額であり、価格競争（入札等）を行った結果で、内容に一切の変更がない場合は軽微な変更の範囲に含まれる。この場合にあっては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。

（補助金の交付決定の通知）

第7条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第9号様式）により行うものとする。知事は、第6条第3号の規定による変更申請があった場合において、補助金の交付決定額の変更を必要とするときは、変更の決定内容の通知は補助金変更交付決定通知書（第10号様式）により通知する。

（申請の取下げのできる期間）

第8条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受領した日から起算して15日を経過した日までとする。

（補助金の交付方法）

第9条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第10条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第11号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（第12号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（第13号様式）
- (2) 収支精算書（第14号様式）
- (3) 補助事業に係る契約書又は見積書の写し
- (4) 補助事業に係る支払いが確認できる書類（領収書又は請求書等）の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

(業務改善計画の作成等)

第12条 本事業の補助を受ける介護事業者等は、業務改善計画を作成し、別に定める期日までに知事へ提出しなければならない。なお、業務改善計画の作成や取組の実施にあたっては、大分県介護DXサポートセンターが配置する経営改善（協働化等）コーディネータに相談するものとする。

2 本事業の補助を受けた介護事業者等は、前項で定めた業務改善計画に対する効果を、別に定める期日までに知事へ報告しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第13条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書（第15号様式）により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第14条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から適用する。

第1号様式(第5条関係)

年度大分県介護事業者経営改善支援事業費補助金交付申請書

第 号

年 月 日

大分県知事 殿

住 所
法 人 名
代 表 者 職・氏 名

年度において、下記のとおり大分県介護事業者経営改善支援事業を実施したいので、
補助金 円を交付されるよう、大分県介護事業者経営改善支援事業費補助金交
付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業の目的	
----------	--

2. 添付書類

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第3号様式)
- (3) 誓約書(別紙)
- (4) その他知事が必要と認める書類

報告担当者	職・氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

事業計画書

1. 事業に要する経費の内訳	項目	金額	
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
	合計	0円	
2. 補助対象経費の内訳	項目	金額	
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
	合計	0円	

収支予算書

1 収入

項目	予算額	備考
県費補助金	円	
自己負担金	円	
	円	
	円	
計	0 円	

2 支出

項目	予算額	備考
	円	
	円	
	円	
	円	
計	0 円	

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の誓約における確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に避難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

〒	
住 所	
(ふりがな)	
法人名	
(ふりがな)	
氏 名	

生年月日 年 月 日 (男・女)

第4号様式(第6条関係)

年度大分県介護事業者経営改善支援事業費補助事業変更承認申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
法 人 名
代 表 者 職・氏 名

年 月 日付け 第 号の で交付決定通知のあった

年度介護事業者経営改善支援事業について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、大分県介護事業者経営改善支援事業費補助金交付要綱第6条第1項第3号の規定により申請します。

記

1. 変更の理由	
----------	--

(添付書類)

- (1)
(2)
(3)
(4)

(備考)

以下、第1号様式の記の2以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

報告担当者	職・氏名	0
	電話番号	0
	メールアドレス	0

(公印省略)
第5号様式(第6条関係)

年度大分県介護事業者経営改善支援事業費補助事業変更承認通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号 で提出のあった 年度大分県
介護事業者経営改善支援事業変更承認申請書については、大分県介護事業者経営改善支援事業費補助金交付
要綱第6条第1項第3号の規定に基づき、承認します。

担 当	大分県高齢者福祉課 人材確保・DX推進班
電 話	097-506-2785
メールアドレス	jinzai-dx@pref.oita.lg.jp

第6号様式（第6条関係）

年度大分県介護事業者経営改善支援事業中止（廃止）承認申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
法 人 名
代 表 者 職 ・ 氏 名

年 月 日付け 第 号の で交付決定通知のあった
年度大分県介護事業者経営改善支援事業について、下記のとおり 中止（廃止）したいので
承認されるよう、大分県介護事業者経営改善支援事業費補助金交付要綱第6条第1項第4号の規定によ
り申請します。

記

1.中止（廃止）の理由	
2.中止の期間（又は廃止の期日）	
3.中止（廃止）後の措置	

報告担当者	職・氏名	0
	電話番号	0
	メールアドレス	0

(公印省略)
第7号様式(第6条関係)

年度大分県介護事業者経営改善支援事業中止 (廃止)承認通知書

第	号
年	月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号 で提出のあった 年度大分県
大分県介護事業者経営改善支援事業中止 (廃止)承認申請書については、大分県介護事業者経営改善支援事
業費補助金交付要綱第6条第1項第4号の規定に基づき、承認します。

担 当	大分県高齢者福祉課 人材確保・DX推進班
電 話	097-506-2785
メールアドレス	jinzai-dx@pref.oita.lg.jp

第8号様式(第6条関係)

年度大分県介護事業者経営改善支援事業費補助金に係る
消費税等仕入控除税額確定報告書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
法 人 名
代 表 者 職・氏 名

年 月 日付け 第 号の で交付決定通知のあった
年度大分県介護事業者経営改善支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したの
で、大分県介護事業者経営改善支援事業費補助金交付要綱第6条第1項第9号の規定により、下記のとおり報
告します。

記

1 補助金の額の確定額	金	円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)		
2 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額	金	円
3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円

5 その他

(1)別紙を添付すること。

(2)その他参考となる書類

消費税確定申告書の写し及びその添付書類(補助金に係るもの)を添付すること。

(注)補助金返還相当額がない場合も報告すること。

報告担当者	職・氏名	0
	電話番号	0
	メールアドレス	0

年度大分県介護事業者経営改善支援事業費補助金に係る
消費税等仕入控除税額集計表

仕入に係る消費税額及び 地方消費税額 (A)	補助率(B)	仕入に係る消費税等仕入 控除税額 (A×B)	備考

(注) 1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。

2 「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

大分県介護事業者経営改善支援事業費補助金交付決定通知書

第 号 の
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号 で交付申請のあった 年度大分県介護事業者経営改善支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県介護事業者経営改善支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助対象経費 金
2 補助金の交付決定額 金

3 補助条件

- (1) 他の補助金等によって助成されているものについては、本補助金の補助対象外とする。
- (2) 補助を受けた介護事業者等は、厚生労働省等が実施する調査研究事業等に協力すること(厚生労働省等から介護事業者等に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。)
- (3) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、補助事業変更承認申請書(第4号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。知事は、変更申請があった場合において、その内容を精査し、適当と認めたときは、速やかにその承認を行い、補助事業変更承認通知書(第5号様式)により通知する。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止(廃止)承認申請書(第6号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。知事は、中止(廃止)申請があった場合において、その内容を精査し、適当と認めたときは、速やかにその承認を行い、事業中止(廃止)承認通知書(第7号様式)により通知する。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (6) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (7) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (8) 第5条第3項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (9) 第5条第3項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第13条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額(前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(第8号様式)により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (10) その他、「令和8年度(令和7年度からの繰越分)協働化・大規模化等による職場環境改善事業、経営改善支援事業実施要綱」(令和8年4月7日付老発0407第3号、厚生労働省老健局長通知)、「大分県補助金等交付規則」(昭和43年大分県規則第27号)及びこの要綱の定めに従うこと。
- (11) 大分県補助金等交付規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
 - ア 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更(事業量の20パーセント以内の減少等)
 - イ 補助対象経費の20パーセント以内の増減ただし、補助金の減額であり、価格競争(入札等)を行った結果で、内容に一切の変更がない場合は軽微な変更の範囲に含まれる。
この場合にあつては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。

年度大分県介護事業者経営改善支援事業費補助金変更交付決定通知書

第 号 の
年 月 日

殿
大分県知事

年 月 日付け 第 号 で変更承認申請のあった 令和 0 年度大分県
介護事業者経営改善支援事業費補助金については、下記のとおり変更交付することに決定したので、大分県介護事業者
経営改善支援事業費補助金第7条の規定により通知します。

記

(金 円)
1 補助対象経費 金

(金 円)
2 補助金の交付決定額 金

3 補助条件

- (1) 他の補助金等によって助成されているものについては、本補助金の補助対象外とする。
- (2) 補助を受けた介護事業者等は、厚生労働省等が実施する調査研究事業等に協力すること(厚生労働省等から介護事業者等に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。)
- (3) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、補助事業変更承認申請書(第4号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。知事は、変更申請があった場合において、その内容を精査し、適当と認めたときは、速やかにその承認を行い、補助事業変更承認通知書(第5号様式)により通知する。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止(廃止)承認申請書(第6号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。知事は、中止(廃止)申請があった場合において、その内容を精査し、適当と認めたときは、速やかにその承認を行い、事業中止(廃止)承認通知書(第7号様式)により通知する。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (6) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (7) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (8) 第5条第3項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (9) 第5条第3項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第13条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額(前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(第8号様式)により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (10) その他、「令和8年度(令和7年度からの繰越分)協働化・大規模化等による職場環境改善事業、経営改善支援事業実施要綱」(令和8年4月7日付老発0407第3号、厚生労働省老健局長通知)、「大分県補助金等交付規則」(昭和43年大分県規則第27号)及びこの要綱の定めに従うこと。
- (11) 大分県補助金等交付規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
ア 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更(事業量の20パーセント以内の減少等)
イ 補助対象経費の20パーセント以内の増減
ただし、補助金の減額であり、価格競争(入札等)を行った結果で、内容に一切の変更がない場合は軽微な変更の範囲に含まれる。
この場合にあつては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。

年度大分県介護事業者経営改善支援事業費補助金交付請求書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
法 人 名
代 表 者 職・氏 名

年 月 日付け 第 号の で交付決定通知のあった
年度大分県介護事業者経営改善支援事業費補助金 円を の
方法により交付されるよう、大分県介護事業者経営改善支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により請求
します。

記

補助金交付 決定額	既受領額	今回請求額	残額	事業	年月日	備考
円	円	円	0 円	年 月 日		

金融機関名	
支店名	
口座種別	
口座番号	
口座名義人(カナ)	

報告担当者	職・氏名	0
	電話番号	0
	メールアドレス	0

第12号様式(第11条関係)

年度大分県介護事業者経営改善支援事業実績報告書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
法 人 名
代 表 者 職・氏 名

年 月 日付け 第 号の で交付決定通知のあった
年度大分県介護事業者経営改善支援事業について、下記のとおり実施したので、大分県介護事
業者経営改善支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。
併せて、補助対象経費の軽微な変更が生じたため、実績のとおり承認されるよう申請します。

記

1. 事業の効果	
2. 事業完了年月日	年 月 日

3. 添付書類

- (1) 事業実績書(第13号様式)
- (2) 収支精算書(第14号様式)
- (3) 補助事業に係る契約書又は見積書の写し
- (4) 補助事業に係る支払いが確認できる書類(領収書又は請求書等)の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

※減額確定でない場合は、不要な事項は二重線により削除すること。

報告担当者	職・氏名	0
	電話番号	0
	メールアドレス	0

事業実績書

1. 事業に要した経費の内訳	項目	金額
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
	合計	0円
2. 事業により得られた成果 (事業実績書作成までの状況により得られた成果を記入してください。)		

収支精算書

1 収入

項目	精算額	予算額	増減	備考
県費補助金	円	円	0 円	
自己負担額	円	円	0 円	
	円	円	0 円	
	円	円	0 円	
計	0 円	0 円	0 円	

2 支出

項目	精算額	予算額	増減	備考
	円	円	0 円	
	円	円	0 円	
	円	円	0 円	
	円	円	0 円	
計	0 円	0 円	0 円	

年度大分県介護事業者経営改善支援事業費補助金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿
大分県知事

年 月 日付け 第 号 で提出のあった 年度
大分県介護事業者経営改善支援事業実績報告書に基づき、 0 年 月 日付け
高齢福第 号の による交付決定通知に係る補助金の額 円については、
金 円に確定したので、大分県介護事業者経営改善支援事業費補助金交付要綱第13条の規定
により通知します。

※減額確定でない場合は、不要な事項は削除して作成すること。
※減額確定の場合は、補助条件を明示すること。

担 当	大分県高齢者福祉課 人材確保・DX推進班
電 話	097-506-2785
メールアドレス	jinzai-dx@pref.oita.lg.jp